

16. 東北学院大学経済学部早期卒業細則

(主 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項、第25条第2項、東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、経済学部学生に第3学年次終了時又は4年次9月期卒業判定時に卒業を認める場合（以下「早期卒業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(申請の条件)

第2条 早期卒業の申請をするには、次の各号に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 大学院への進学の意味が明確であること。
- (2) 本学経済学部第1学年次から在学していること。
- (3) 2年次終了時点の履修登録単位数が、80単位未満であること（自由科目、教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目（以下、「除外科目」という。）は除く）
- (4) 第2学年次終了時点までの修得単位数が74単位以上であること。ただし、卒業単位に算入されない資格関係科目は、含めない。
- (5) 卒業単位に算入されるすべての科目の成績の平均点（放棄科目は除く。）が、80点以上であること（小数点以下は切り捨て）。

(申請の手続き)

第3条 早期卒業の申請をする者は、定められた期日までに所定の書式に従って東北学院大学経済学部長（以下「学部長」という。）に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請の時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次の科目履修登録期限までの間の適切な時期とし、具体的な期日等の通知については、文書配布又は掲示等によって行うものとする。

(早期卒業の条件)

第4条 申請の条件を満たした者が早期卒業を認められるには、次の各号に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 第3学年次終了時まで、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
- (2) 卒業単位に算入される全科目の成績の平均点（放棄科目を除く。）が80点以上であること（小数点以下は切り捨て）。
- (3) 別に定める期日までに、大学院合格通知証を学部長に提出すること。

(申請が許可された場合の履修登録制限緩和)

第5条 早期卒業の申請が認められた者は、3年次において、3年次配当科目を44単位まで履修登録できるほか、履修細則第11条の履修登録制限の例外として、3・4年次開講科目（演習Ⅱ、演習Ⅲ、フィールドワークⅠa、Ⅰb、Ⅰc、Ⅱa、Ⅱb、Ⅱcを除く）を8単位まで履修できるものとする。

(履修登録制限緩和科目における履修科目の取り扱い)

第6条 申請は認められたが、3年次卒業を辞退した者又は早期卒業の条件を満たすことができなかった者が、44単位を超えて履修登録し、試験に合格した科目の単位は、4年次に認定するものとする。

- 2 前項の例外履修科目についての取り扱いは、辞退者又は条件非充足者が4年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

(申請及び卒業の手続き)

第7条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って学部長に申請しなければならない。

- (1) 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める期日までに、進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を、学部長に提出しなければならない。
- (2) 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、経済学科長、共生社会経済学科長、大学院経済学研究科長及び同専攻主任から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、教授会に諮る原案を作成して学

務部教務課に手続きを依頼するものとする。

(3) 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会がこれを行う。

(早期卒業申請の取り下げ)

第8条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げの申出は、卒業判定を行う教授会よりも十分に前の時期までになさなければならない。

3 申請の取下げを承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

(早期卒業時期の変更)

第9条 早期卒業の申請が認められた者のうち、3学年次の3月に卒業することを希望した者は、学部長の承認を得て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

2 早期卒業時期を変更する申し出は、3学年次3月卒業の判定が行われる時期よりも十分に前の時期までになさなければならない。

3 早期卒業期の変更を承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される学部教授会において報告するものとする。

(早期卒業希望者の成績評価提出時期)

第10条 早期卒業を希望する者が第3学年次に履修した科目の成績評価は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務部教務課に提出しなければならない。

2 前項の適切な時期は、学務部教務課と協議して定めるものとする。

(事務取扱)

第11条 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書類、資料等は、学務部教務課を経て、学部長に提出するものとする。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、拡大教務委員会の承認を得、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

附 則

1. 本細則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。